

ミャンマーの省エネ制度策定のワークショップ（第1次）をヤンゴンにて開催しました。

【事業概要】

一般財団法人省エネルギーセンターでは、経済産業省の委託を受けて、今年度のミャンマー向け事業を実施しています。事業の内容は、省エネ法制定に伴う法制度の民間企業への普及支援です。



工場関係者を対象としたワークショップ参加者@MOI 研修センター

2019/7/23



ビル関係者を対象としたワークショップ参加者 MOI 研修センター

2019/7/25

ミャンマーでは、2020年の省エネルギー法発効を目指して準備を進めています。省エネ法制定・発効に伴い、民間企業が遵守すべき内容を事前に周知する必要があります。

今回は省エネ法に規定される定期報告書の作成方法についてワークショップを開催しました。モデル企業として協力してくれる工場とビルの関係者を対象として、ヤンゴン市内にある工業省の研修センターにて講義と実習を行いました。また、実際に工場とビルの現場を訪問して簡易省エネ診断を行うことで省エネ活動の必要性を実感してもらいました。